

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当すること等の説明  |
|---|---|
| 特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。          | <p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>ソフトピアジャパンセンタービル及びワークショップ24で使用する電気料金(空調代含む)</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>ソフトピアジャパンセンタービル及びワークショップ24で使用する電気料金は指定管理者からの請求に基づき指定管理者へ支払う制度(指定管理業務仕様書による)であるため。</p> |

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。